

傍聴要領

三豊市就学前教育・保育検討委員会

- 1 傍聴する場合の手続(※当日、先着順に傍聴者を決定する場合)
忘れ物等の連絡をする場合に備え、氏名、住所、電話番号等を別紙に記入してください。
- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
 - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないでください。
 - (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - (7) 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。
 - (8) 帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯しないこと。
 - (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。
- 3 傍聴席に入ることのできない者
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
 - (3) 職員の指示に従わない者
 - (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。